

住宅環境改善リフォーム補助金のご案内

【令和7年度版】

1	補助金制度の概要	P.1
2	補助対象者の要件	P.1
3	補助対象住宅の要件	P.2
4	補助対象工事の要件	P.2
5	補助対象となる経費	P.3
6	補助対象とならない経費	P.4
7	補助金の額	P.5
8	補助金の計算方法	P.5
9	補助金の加算の要件	P.6
10	提出書類等	P.8
11	補助金交付申請の手順	P.10

1 補助金制度の概要

市民の生活の基盤となる住宅環境の向上を図るため、自らが所有し、かつ、居住する住宅のリフォームに要する経費の一部を補助する制度です。

補助金の対象は、市内施工業者が実施するリフォームに要する経費であって30万円以上のものです。

- (1) 基本額：経費の1/10以内の額とし、8万円を限度とします。
- (2) 加算額：同上（対象：子育て世代・高齢者世帯・多世代同居世帯）

予算に達した場合、補助申請の受付は終了となります。

※ 詳細は以下の内容をご確認ください。

2 補助対象者の要件

補助金を申請しようとする者（以下「申請者」という）は、次の全ての要件を満たすことが必要です。

- (1) 一関市内に住所を有している者
- (2) リフォームを行う住宅に居住し、かつ当該住宅の所有者[※]であること

※ 当該住宅の所有者が民法（明治29年法律第89号）第725条に規定する親族である場合を含みます。

- (3) 市税等を滞納していないこと
- (4) 暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者でないこと
- (5) 過去に本補助金の交付を受けていないこと[※]

※ 令和3年度以降に住宅環境改善リフォーム補助金を受けたことがある者、または、補助金を受けたことがある住宅は、申請することができません。

※ 以下の補助金の交付を受けたことがある方については申請が可能です。

- ア 緊急経済対策住宅リフォーム助成事業（H22～H29実施）
- イ 子ども・高齢者いきいき住宅支援補助金（H30～R2実施）

3 補助対象住宅の要件

補助対象となる住宅は、次のすべての要件を満たすことが必要です。

- (1) 申請者が所有する家屋^{※1}で自己の居住の用に供している住宅^{※2}であること

※1 所有者が民法（明治29年法律第89号）第725条に規定する親族である場合を含みます。

※2 非住宅部分（事務所や店舗など）と併用し、床面積の2分の1以上を自己の居住の用に供している住宅（以下「併用住宅」という）を含みます。

- (2) 一関市内にある住宅であること
(3) 過去にこの制度による補助を受けていない住宅であること

4 補助対象工事の要件

補助対象となる工事は、次のすべての要件を満たす工事です。

- (1) 市内に本店を有する法人又は市内に住所を有し、事業を営む個人事業主（以下「市内施工業者」という）との契約により実施するリフォームであること
(2) リフォームに要する経費が30万円（税込）以上であること
(3) 補助金の交付決定を受けた後に工事に着手し、申請年度内に完了報告等の手続きを完了することができること

【^⑨ご注意ください^⑩】

補助金の交付決定を受ける前に工事に着手した場合は、申請の受付はできません。

- (4) 国、県または市が実施する他の補助事業による補助金等の交付を受けていない、又は受けようとしていないこと^{※1}
(5) 保険・共済等による保険金等の支払いを受けていない、または受けようとしていない工事^{※2}

※(4)および(5)について

これらに該当しない工事に要する経費については、補助金申請が可能です。

5 補助対象となる経費

補助対象となる経費は、以下のいずれかに該当する工事に対する経費です。

(1) 住宅性能を高める工事

- (例)
- ・クロスや床の張り替えなどの内装改修工事
 - ・屋根や外壁などの外装改修工事
 - ・建具などの改修工事
- など

(2) 居住性の向上や生活支援を目的にした工事

- (例)
- ・手すりの設置や階段の滑り止め設置、床段差の解消などのバリアフリー化工事
 - ・玄関や台所の改修工事
 - ・家族構成の変化などに対応した間取り変更や増改築工事
- など

(3) 住宅の衛生環境を向上させる工事

- (例)
- ・トイレ改修工事
 - ・浴室改修工事
 - ・抗菌素材を使用した内装工事
 - ・非接触型自動洗浄機能付きトイレの導入
 - ・自動開閉機能付き便座の導入
 - ・洗面所等の自動水栓化
 - ・非接触型のセンサー式照明の設置
- など

(4) 環境負荷低減に資する工事

- (例)
- ・住宅の各種断熱施工
 - ・二重サッシ取り付け工事
- など

6 補助対象とならない経費

以下のような工事にかかる経費は補助対象経費として認められません。

別表1（第4関係）

工事等の区分	補助対象経費としない経費の内容
外構工事	門、塀、舗装、擁壁、犬走り、スロープ等に係る工事に要する経費
	造園、植樹、剪定等の植栽に係る工事に要する経費
取り外し可能な製品の購入、設置又は修繕	消耗品、備品等の購入、設置又は修繕に要する経費
	空調設備の購入、設置又は修繕に要する経費
	通信回線（電話、テレビ、インターネット等を含む）の設置、修繕又は更新に係る工事に要する経費
	畳、襖又は障子の購入、設置又は修繕に係る工事に要する経費
	電球又は蛍光灯の購入又は交換に要する経費
	家具（備え付け家具を含む）、電気製品の購入、設置又は修繕に要する経費
	浴槽又は風呂釜の購入、設置又は修繕に要する経費
	給湯器の購入、設置又は修繕に要する経費（浴室又は台所改修と一体的に行う給湯設備の設置を除く。）
	新エネルギーによる発電設備及びこれに類する設備の購入、設置又は修繕に要する経費
	住宅以外の建物に係る工事
併用住宅における非住宅部分に係る工事に要する経費	
住宅以外の建物における浄化槽設置に係る工事に要する経費	
住宅以外の建物における下水道接続に係る工事に要する経費	
解体工事	住宅又は住宅以外の附属建物に係る解体工事に要する経費（補助対象工事に伴う住宅の部分解体工事を除く）
他の補助制度を併用している工事	国、県若しくは市の他の補助金等の交付を受け、又は受けようとしている工事に要する経費
その他の工事等	保険、共済等による保険金等の支払いを受け、又は受けようとしている工事に要する経費
	補助金交付決定前に着手したリフォーム工事に要する経費
	耐震診断に要する経費及び耐震化に係る工事に要する経費
	ハウスクリーニング、排水管の清掃等に要する経費（補助対象工事に伴うものを除く）
	官公庁申請費用等の各種申請手数料
	その他市長が補助対象経費として適当でないと認めるもの

不明な点は都市整備課にお問い合わせください。

7 補助金の額

各種要件を満たし、補助金の交付決定を受けた場合の補助金の額は以下のとおりです。

(1) 補助金額（基本額）

補助対象経費の10分の1に相当する額（上限額：8万円）

※ 補助金（基本額）に1,000円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた額となります）

(2) 補助金額（加算額）

「9 補助金の加算の要件」に該当する世帯の場合は、補助対象経費の10分の1に相当する額（上限額：8万円）を加算します。

※ 補助金（加算額）に1,000円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた額となります）

8 補助金の計算方法

補助金額の計算方法は以下のとおりです。

(1) 補助金額（基本額）のみの場合

【例①】

補助対象工事費（税込） 1,000,000円の場合

$$1,000,000 \text{円} \times 1/10 = 80,000 \text{円（上限）}$$

※ 補助対象工事費が100万円以上の場合の補助金額は、上限の8万円となります。

【例②】

補助対象工事費（税込） 555,000円の場合

$$555,000 \text{円} \times 1/10 = 55,500 \text{円}$$

$$\div 55,000 \text{円（千円未満切捨）}$$

(2) 補助金額（基本額）＋補助金額（加算額）の場合

【例③】

補助対象工事費（税込） 1,000,000円の場合

$$1,000,000 \text{円} \times 1/10 = 80,000 \text{円（上限）} \cdots \text{基本額分}$$

$$1,000,000 \text{円} \times 1/10 = 80,000 \text{円（上限）} \cdots \text{加算額分}$$

$$\text{計 } 160,000 \text{円（基本額＋加算額）}$$

※ 補助対象工事費が100万円以上の場合の補助金額は、上限の8万円となります。

【例④】

補助対象工事費（税込） 555,000 円の場合

$$\begin{aligned} 555,000 \text{ 円} \times 1/10 &= 55,500 \text{ 円} \\ &\div 55,000 \text{ 円（千円未満切捨）} \cdots \text{基本額分} \\ 555,000 \text{ 円} \times 1/10 &= 55,500 \text{ 円} \\ &\div 55,000 \text{ 円（千円未満切捨）} \cdots \text{加算額分} \\ \text{計} &110,000 \text{ 円（基本額+加算額）} \end{aligned}$$

※ 補助対象工事費（総額） $\times 2/10$ とはなりませんので、注意してください。

9 補助金の加算の要件

申請者が属する世帯が、上記1の補助対象者の要件を満たし、かつ、次のいずれかに該当する場合は、補助金が加算されます。

なお、子育て世帯と高齢者世帯の両方に該当しているなど、(1)~(3)に示す世帯のうち複数の世帯に該当している場合でも、いずれか1つでの加算となります。

(1) 子育て世帯

18歳未満（4月1日時点における年齢）の子どもがいる世帯

(2) 高齢者世帯

65歳以上（申請日における年齢）の高齢者がいる世帯

(3) 多世代同居世帯

以下のアまたはイに該当する世帯

ア 申請者又はその配偶者の直系尊属^{*1}又は直系卑属^{*2}であり、申請日における年齢が18歳以上の者で、以下に示す①の要件に該当し、かつ②か③のいずれかに該当する者が同居することにより、新たに当該世帯の世代数が1以上増加する世帯

①申請日において、申請者と2年以上別に居住している者

②申請日において、申請者と同居から1年以内の者

③申請日が属する年度内に同居する者

【多世代同居世帯に規定する直径尊属または直系卑属】（※1、※2）

○直系尊属とは

自己より前の世代の直系の親族（例）父母、祖父母など

○直系卑属とは

自己より後の世代の直系の親族（例）子、孫など

イ 申請者と現に同居している独身者が婚姻した世帯または当該住宅に現に同居している者が婚姻から1年以内の者が引き続き当該住宅に同居している世帯

【多世代同居世帯に該当する例】

	現在の世帯状況	現在の世代数	⇒	同居後の世帯状況	同居後の世代数
①	夫・妻	1世代	⇒	夫・妻 子（18歳以上）	2世代
②	祖父・祖母 夫・妻	2世代	⇒	祖父・祖母 夫・妻 子（18歳以上）	3世代
③	祖父・祖母 夫・妻	2世代	⇒	祖父・祖母 夫・妻 子・子の配偶者	2世代 1世代 ^{※1}
④	夫・妻 子	2世代	⇒	夫・妻 子・子の配偶者	2世代

※1 同居している場合または世帯分離をしているが同住所で居住する場合は該当するものとみなします。

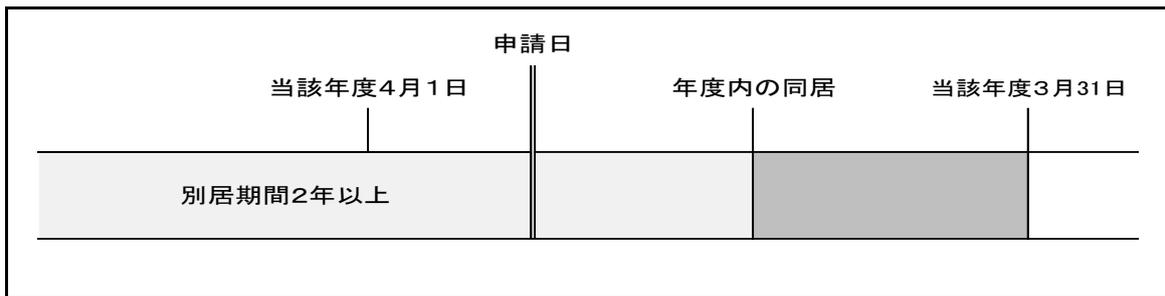
【多世代同居世帯に該当しない例】

	現在の世帯状況	現在の世代数	⇒	同居後の世帯状況	同居後の世代数
①	夫・妻	1世代	⇒	夫・妻 子（出生）	2世代

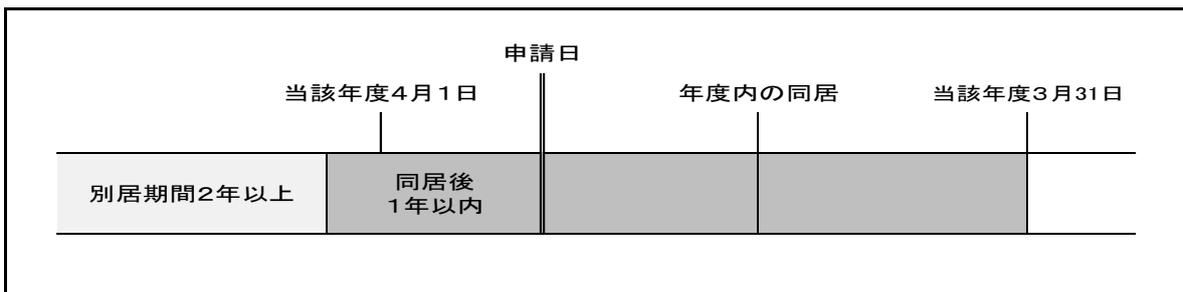
この場合は、「多世代同居世帯」には該当しません。

ただし、申請日時点で子の出生があれば、「子育て世帯」に該当し、加算対象となります（住民票での確認が必要です）。

【補助申請後に多世代同居世帯となるケース】



【補助申請時に多世代同居世帯となるケース】



10 提出書類等

○当初申請時

提出書類	様式	添付書類	提出部数	提出時期
補助金交付申請書	第1号	<ul style="list-style-type: none"> ・住民票謄本 (続柄・世帯主・世帯全員分の記載必要) ・住宅の所有が分かる書類の写し(R7年度) (固定資産税納税通知書や登記簿など) ・納税証明書(申請年度を除く R6.R5.R4年度の過去3か年度分) ・改修工事の内容を示す平面図、立面図その他の図面 ・改修工事費の内訳書(見積書の写し) ・現況の写真(当該建物を屋外から撮影した写真、施工箇所の工事前の状況がわかる写真) ・その他市長が認める書類 <p><追加で必要となる書類></p> <p>【多世代同居世帯の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たに同居する予定の者の住民票(2年以上所有者と別に居住していることが確認できるもの) ・戸籍全部事項証明書(住宅の所有者又は当該所有者の配偶者の直系尊属又は直系卑属であることが確認できるもの) <p>【併用住宅の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・居住の用に供している面積が確認できる書類(平面図等) <p>【住宅の居住者と所有者が異なる場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・居住者と住宅の所有者の関係が、親族関係であることが確認できる書類(戸籍謄本の写しなど) <p>【共有名義の住宅の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共有名義の住宅分の納税証明書※ 申請者単独の納税証明書の他に必要になります。 <p>※納税義務者の氏名が連名(●●(1/2)・●●(1/2)、●●外●名など)で表示されたもの</p>	各1部	工事着手前

○事業変更時

提出書類	様式	添付書類	提出部数	提出時期
補助金変更(廃止) 承認申請書	第2号	<ul style="list-style-type: none"> ・改修工事の内容の変更がわかる平面図、 その他の図面 ・変更後の改修工事費の内訳書の写し（見 積書など） ・その他市長が必要と認める書類 	各1部	変更前早 い時期

○事業取下げ時

提出書類	様式	添付書類	提出部数	提出時期
補助金変更(廃止) 承認申請書	第2号		各1部	廃止事由 発生後 30日以 内

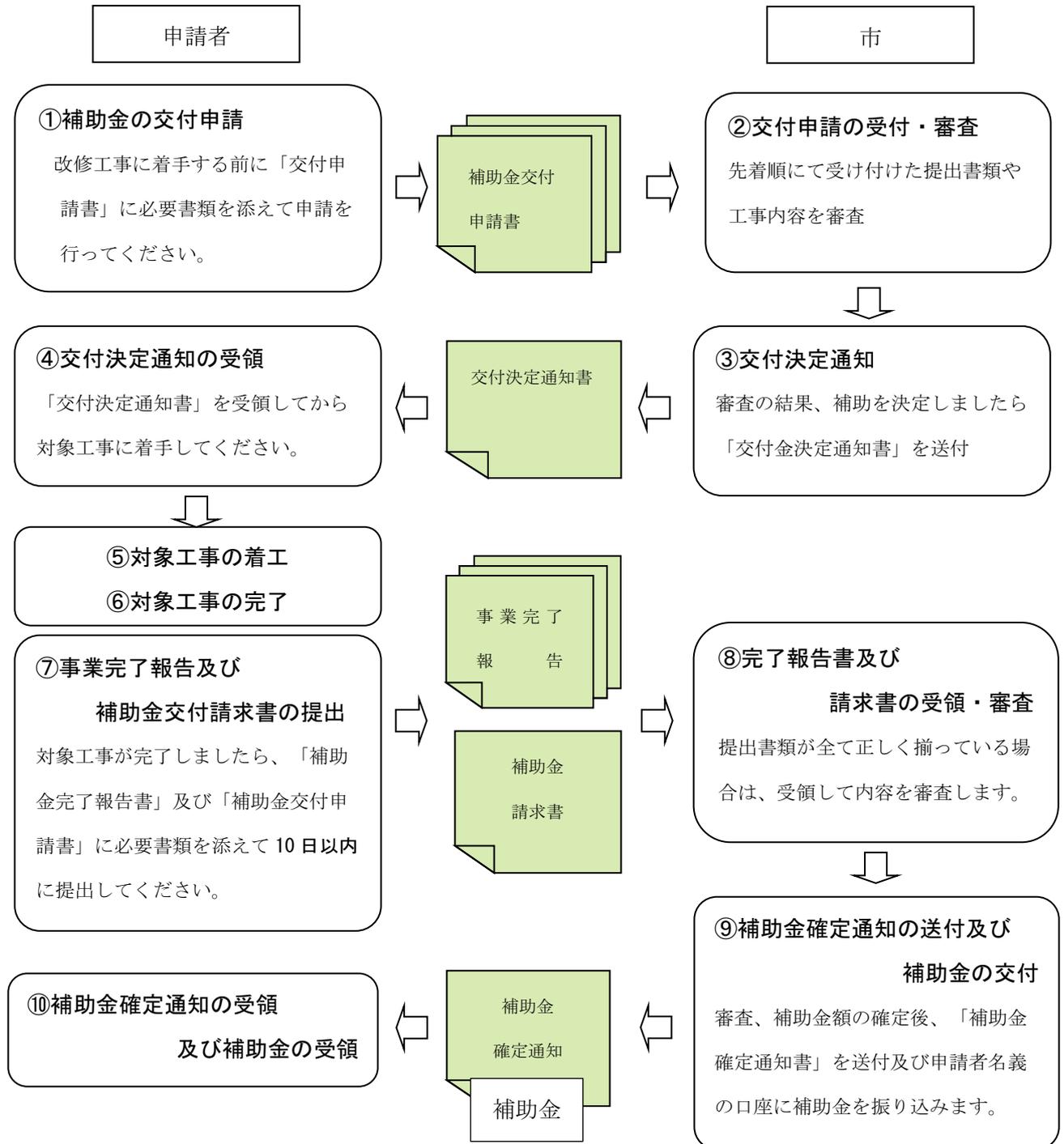
○事業完了時

提出書類	様式	添付書類	提出部数	提出時期
補助金交付請求書 補助金完了報告書	第3号 第4号	<ul style="list-style-type: none"> ・工事費の支払いを証明する書類の写し （領収書など） ・工事完了後の施工箇所の完成写真 ・その他市長が必要と認める書類 <p>【多世代同居世帯の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たに当該住宅に同居した者の異動後の 住民票謄本 	各1部	完了した 日から 10日以 内

※ 申請者にかわって代理の方が申請する場合は、委任状を提出してください。

11 補助金交付申請の手順

補助金交付申請の手順（交付までの流れ）



注) ○補助金交付決定通知書を受領後、対象工事の内容や工事金額に変更が生じる場合などは、変更承認を受ける必要があります。

○交付決定を受けた後、工事を中止する場合は、廃止の手続きが必要です。

申請の受付及び問合せ先

○申請書類の受付は、本庁及び各支所産業建設課で行います。

本庁都市整備課	電話	21-8541
花泉支所産業建設課	電話	82-2908
大東支所産業建設課	電話	72-4082
千厩支所産業建設課	電話	53-3920
東山支所産業建設課	電話	47-4527
室根支所産業建設課	電話	64-3807
川崎支所産業建設課	電話	43-2116
藤沢支所産業建設課	電話	63-5319

○申請内容等の詳しい問い合わせは、下記までお願いいたします。

本庁都市整備課	電話	21-8541
---------	----	---------